

## 安全衛生活動指針に基づく実践要領

- 1 安全研修及び訓練計画の立案開催
- 2 社内外設備及び作業現場の危険把握と是正 助言指導
- 3 保護具 保安用品等の適正使用に関する周知指導
- 4 社外作業現場巡視による危険発見と是正
- 5 巡視添乗による社員への助言指導
- 6 社員からの危険報告に対する対応
- 7 労働災害の原因調査と再発防止の施策
- 8 作業手順の恒久的見直し改善
- 9 保護具 保安用品の適正残存数確認及び機能性の確認
- 10 社内における作業環境の恒久的見直し改善
- 11 新規採用者への安全衛生教育
- 12 安全衛生関係情報収集
- 13 流感の予防活動
- 14 法令による健康診断受診手配

### (1) 安全研修及び訓練計画の立案開催

本社及び営業所において 安全研修及び訓練の立案開催の担当者を下記の委員に任命する

本社	業務営業係長	水谷 嘉宏
営業所	業務係長	谷口 達哉

担当委員は下記要領により立案開催を行う

- 研修会は原則として30日毎に開催する
- 内容については原則として 担当者に一任される  
但し 社内及び関係組織において 重要な問題発生の場合は  
その問題についての 是正改善策を最優先に行う
- 季節的 気象的な危険要因については随時 適切な時期に取り入れて実施する
- 内外において 重大事故や災害発生の場合は 速やかにその内容及び原因を入手し 予防内容周知のため 早急に研修会を開催する 開催困難な場合は関係者に 有効な手段をもって通知する
- 研修内容作成にあたっては事例内容を詳細に記し 資料については画像 映像を積極的に使用し 理解の貢献に努める
- 研修会の開催担当者は 社員の認知理解度を確認する

### (2) 社内外設備 作業現場の危険把握と是正 助言指導

- 社内の設備及び作業現場(駐車場 洗車場 点検場 洗浄場 休憩室)について 委員は原則として異常の有無と危険要因の有無を日々定時に確認する  
異常発見時は 直ちに他の委員と連携して是正措置を取る
- 委員は作業中の社員及び関係者に対して 危険防止目的による必要な助言指導を行う

- (3) 保護具 保安用用品等の適正使用に関する周知指導  
委員は新規の運搬品を受注した場合 有害性の内容を正確に把握し 適切な保護具を調達し 社員に適切な使用方法を指導する  
委員は使用すべき保護具を作業指示に明記し業務上における社員の怪我及び疾患予防に努める
- (4) 社外作業現場巡視による危険発見と是正  
委員は外部における作業現場(荷役作業の現場及び関連する設備)について その必要性により 随時巡視を行ない危険性の有無を確認し 必要により改善要求 手順変更等を行う
- (5) 巡視添乗指導に関する事項  
委員はあらかじめ日時を定め 社員に随行し その業務実態を把握し 必要な助言指導を行う
- (6) 社員からの危険報告に対する対応  
委員は社員及び関係者からの危険報告については 他の委員と連携を図り その報告について 敏速に調査確認の上 是正改善策を敏速に施策する
- (7) 労働災害の原因調査と再発防止の施策  
委員は自社他社に関係なく 災害の発生時 その原因調査と再発防止の施策を敏速に行い 社員及び関係者に対して敏速に通知する
- (8) 作業手順の恒久的見直し改善  
委員は現場巡視及び社員への意見聴取を日常的に行い その手順の現状への適応性を確認し 日常的に見直し改善を図る
- (9) 保護具 保安用品の適正残存確認及び機能の確認  
委員は保護具 保安用品の残存数を日常的に把握し その機能についての有効性を確認する
- (10) 社内における作業環境の恒久的見直し  
委員は社内における作業環境を随時見直し 社員と連携し 必要有効性の高い情報入手に努め 社内の作業環境を 継続的に改善する
- (11) 新規採用者への安全衛生教育  
委員は新規に採用した社員に対して 安全衛生に関する教育を行い その理解を確認しなければならない  
委員及び社員は 安全教育の未実施又は途中の者に対して 単独での業務に就かせてはならない
- (12) 安全衛生関係情報の収集  
委員及び本委員会の安全衛生推進担当者は 安全衛生関連情報の入手に 積極的に努めるものとし その内容は敏速に伝達しなければならない
- (13) 流感の予防活動  
委員は流感発生の情報を入手した場合 又は社内において発生を認めた場合は 感染防止若しくは低減させる措置をとらなければならない (マスク着用 出勤制限 医療機関受診)
- (14) 法令による健康診断受診手配  
委員は社員に対する 法令健康診断受診の手配を 他の社員と連携して行ない確実に受診

できるよう努めなければならない

受診の実施状況を安全衛生推進担当者は確実に把握しなければならない

受診を拒否する社員に対して本委員会は 受診の勧告 或いは命令を行うものとする

正当な理由なくして 法令による健康診断を受診しない者に対して 本委員会は職務停止の権限を行使する

## 安全衛生委員の業務権限

- 安全衛生委員長は 安全衛生に関する全権を持つ
- 安全衛生推進者は 委員長と同等の権限を持つ
- 安全衛生委員は委員長及び推進者の委任したすべてに関して 全権を持つ

### 安全衛生委員会 業務権限項目

委員長	危険予防目的による全業務の即時停止 同目的による社員への就業制限 同目的による即時措置 同目的による社員への即時通知 推進者 委員の選任 解任 その他 安全衛生に関する全権
推進者	委員長と同等の権限を行使できる 但し委員長の承認なしに自己の解任はできない
委員	車両及び関連設備 器具等の 点検 修繕 補修のすべて 意識高揚 教育関係のすべて 作業手順 巡視 健康診断 安全衛生 健康情報に関するすべて 危険防止目的による車輛運行及び作業の即時停止 感染予防目的による出勤制限 危険防止目的による社員の就業制限 委員長 推進者から委任された内容について

## 安全衛生活動指針に基づく施設及び設備運用

### 施設及び設備の安全維持

本委員会は施設及び設備の安全を維持するため 日常において特に注意の必要な点について 下記に表記する

運用についての担当責任者は特に定めない 委員長以下は連携して 適正なる維持に努めなければならない

### 施設

名称	遵守事項
----	------

隣接道路	事故防止目的 安全確認励行 誘導の励行
場内全域	障害物 事故起因物に撤去 異常確認 表示による注意喚起
点検場	落下転倒要因の除去
洗浄場	落下転倒要因の除去 床面の障害物 滑り要因除去
倉庫	落下 転倒要因の除去
場内	害虫及び爬虫類の駆除 ◎ 蜂の巣 ボウフラの駆除
標識	安全標識 注意喚起標識等の維持

設備 器具

高圧洗浄機	本体異常の有無 ホース保管状態 (安全装置)
送風器	本体及びホース 異常の有無
高圧送風器	同 上
廃液庫	適正残量維持及び漏液の有無
廃液容器	整頓維持
洗浄ホース	整頓維持
洗浄容器	整頓維持
ボイラー	諸元に基づく管理
純水製造機	同 上
エアーろ過器	同 上
油水分離槽(器)	常時回収 原則として常時浮油のない状態を維持

車両及び作業機械 器具工具

車両	法定点検の実施計画と記録作成及び保存
作業機械	フォークリフト (法令に基づく点検実施)
荷役器具	搭載品目録による個数と機能確認
諸器具	同 上
施設内工具	常備品の残存確認 機能確認
施設内器具	同 上
移動タンク	法令点検 社内点検の計画と実施 記録作成及び保存

## 安全衛生活動指針に基づく項目別実施要領（Ⅱ）

### 巡視 巡察の要領

- 1 作業者に対しては常時敬意をもって巡視にあたる
- 2 手順不履行を認めた場合であっても その経緯を聴取した上で助言指導を行う 但し急迫した危険がある場合はこの限りにあらず
- 3 巡視者は 作業場所の安全を阻害する要因の発見に努める
- 1 設備等に不具合を認めた場合は 直ちに その管理者に対して改善を求める
- 2 助言指導を行う場合は その主旨と事実を明確に告げなければならない
- 3 添乗による運転指導は委員以外（但し3年以上の実務実績を有する模範的社員であって委員より委任を受けた者）の社員が行う事が出来る
- 4 巡視者は手順及び使用する保護具 工具等が作業内容及び現場環境の適合性について特に注意を払はなければならない

### 災害 疾病発生の原因調査

- 1 業務上における疾病の調査に関しては直接説的原因及び間接的な原因においても十分な調査確認を行い 再発防止策に反映させる
- 2 交通事故の場合は運行状況の全てを精査するものとし その内容は発生の7日以前に遡り精査を行う事  
発生時の気象状況 路面状態 交通状況 他車との位置関係 事故直前の運転内容 危険性の認識状態 その他の影響を精査し 再発防止策に反映させる
- 3 作業上における怪我及び疾患においては 作業手順 関連設備及び保護具等についての関連性を確認しなければならない  
原因特定及び再発防止施策決定の際は関係者等の意見を聴取して決定する

### 各作業手順及び出入り先等の規則変更について

- 1 作業手順の変更を行う場合は 効率性の追求を重視せず  
安全性を重視した手順の変更を基本とする
- 2 変更を行う場合に安全性の低下 若しくは低下の可能性がある場合は変更してはならない
- 3 変更開始にあたっては その開始前に 作業者及び関係者に その詳細を通知し 変更内容についての意見を求め 十分な周知を図った上で開始する  
内容通知の方法は必要により文書 資料等を掲示 配布の上  
担当者より説明を行う
- 4 積出し及び搬入先工場等（作業場所）において 構内規則及び関係する規則 手順等が変更された場合 その内容についての通知方法については上記3の手法をもって行う
- 5 作業機械及び設備の取扱方法等の変更についても 上記1～3をもって行う

以上

### 研修及び日常的助言指導について

- 1 研修に用いる資料等については 可能な限り簡潔な文書をもって行ない 理解認知性の向上に努める
- 2 画像 映像等を積極的に活用し現実感の高い資料をもって行うことが望ましい
- 3 講師は研修受講者に敬意を払い受講者も講師同様に敬意と節度をもって望まなければならない
- 4 巡視及び点呼等における助言指導は 一層の具体性と現実感を帯びた指導内容をもって行う事が望ましい
- 5 職務遂行基準には達しているものの 経験実績の浅い社員に対しては 日常的に激励 助言を行う事が望ましい
- 6 安全確保目的による助言指導は職務経験の長短に関係なく公平に行わなければならない
- 7 委員は助言指導が事故の未然防止に最も有効な手段である事を認識しなければならない

以上

### 研修での効果的手法

研修会は定期的で開催され その内容も 過去のものとの重複や関連性を伴うものであれば 受講者の関心は薄れやすいものである

本委員会は 参加者に 意味深い時間を提供する目的により 以下に示す内容に重点をおいた研修内容を推奨するものである

原則として自己の利益になる内容

- 1 自己の直接的安全と健康に貢献する内容
- 2 自己の経済的利益に貢献する内容
- 3 自己の不利益と 恐怖 不幸を感じさせる内容
- 4 自己及び 家族や関係者に不利益（不幸）を感じさせる内容
- 5 事故や災害による社会的な影響

### 本委員会推奨の根拠

運転や作業のミス 疾病や事故の延長上に 上記1～5の展開を効果的に演出することで 受講者の関心と認知度は高まるとされる

以上

### 健康診断実施について

社員は法令の定めるところの健康診断を受診しなければならない

本委員及び安全衛生推進者は上記の受診手配を行う 受診する医療機関については本委員会安全推進者により選拓決定される

### 受診項目及び回数

社員は年齢性別等により 医療機関より指示された内容について受診しなければならない

法令の定めるところにより 受診の回数にあっては 夜間労働に従事する者には年間2回とし その他の者は年間1回とする

完全確実なる受診

安全衛生推進者は全該当社員が全員受診したことを確認しなければならない

診断結果の敏速な通知

医療機関より受診結果が届いたら 速やかに受診者へ結果通知を渡さなければならない

受診者は医師所見による指示があった場合 その指示に基づき

検査 治療等に赴かなければならない

### 就業の制限

本委員は資格及び遂行能力において安全円滑に遂行が困難

或いは困難と思われる従業員に対して 職務内容を制限して

職務に就かせる 又は 出勤の制限を行うことができる

本委員は健康上の理由 又は危険防止目的により就業制限を行う場合 医師又は担当者の見解判断を待たずに 自らの判断でこれを

行う事が出来る

制限を行う場合の主たる内容は下記のとおりである

- 1 感染のおそれがある場合
- 2 身体能力の不足 欠如により危険と判断した場合
- 3 資格 (免許書 終了書 許可書 免状)  
無資格 或いは これらの有効性をなくしている場合
- 4 遂行に値する職務能力に達していない場合
- 5 治療 養生等に支障をきたす または そのおそれのある場合
- 6 本人の精神 又は心身に著しい乱れが生じ危険と判断した場合
- 7 相談した産業医 又は医師の勧告による場合

以上

健康及び安全衛生意識の高揚に関する手法について

本委員会では社員の健康意識 安全衛生意識の高揚を図るため 社内に下記内容に有効な掲示物を掲げ 関係資料の収集公開を行ない 意識高揚に反映させる

- 1 禁煙促進による 喫煙被害等の内容
- 2 成人病検査 感染症防止に関する内容
- 3 健診治療実施の医療機関
- 4 災害事例と再発防止策の内容
- 5 KY活動の内容
- 6 安全継続の記録 (無災害記録)
- 7 各自の目標 安全標語 或いは月毎の安全標語
- 8 飲酒 酒気帯び運転防止関連内容
- 9 安全運転に関する内容 (法定速度維持 他関連文字)
- 10 作業安全に関する内容 (保護具 設備関連)
- 11 その他 ウェルネス関連の情報
- 12 安全衛生 健康推進に関する情報
- 13 弊社場内における安全貢献 又は注意喚起の掲示

直接業務外活動の内容について

本委員会は業務関連以外に下記の活動を行う

#### 救急救命知識の普及

応急手当普及員認定者（認定資格者） 或いは所轄消防本部の有識者により 救急救命術の普及に努める

資格者により 体育施設及び団体に対して 要請により随時救急救命講習を開催する

本委員会は 社員への完全実施と能力維持に努めるものとし開催の際は 社外の参加を呼びかけ 普及を図るものとする

#### AED（自動対外式除細動器）

本委員会はAEDの普及を推進する目的により関係団体及び関係者に対して 関連情報の提供及び設置に関する支援を行う

#### 公共環境への貢献

本委員会は 公共環境への貢献として 本社にあっては 隣接する道路及び側溝の一部において 可能な限り ゴミの収集と路面の清掃を行う 営業所にあっては 隣接道路及びその境界において の清掃と 事務所西側に位置する小川の河川敷において清掃を行う